

指 図 条 件

(受渡期日および工事の完成)

第1条 乙は、工事指図書（以下指図書という）3項に定める期日までに工事を完成し、引渡すものとする。

2. 前項の工期内に工事を完成することができないときは、乙は甲または甲の会員に対しすみやかに事由を付してその旨を通知し、甲または甲の会員の承認を得るものとする。

ただし、この場合、甲または甲の会員が了解したものを除いては、第11条に定められた乙の責は免れないものとする。

3. 甲または甲の会員は、施主の工事受渡完了書発行の日から14日以内に、工事受渡完了書を乙に交付する。

(一括下請負)

第2条 乙は、あらかじめ甲または甲の会員の書面による承認を得なければ、工事の全部または大部分を一括して第三者（以下下請負者という）に委託または請負わせることはできない。

(労務者の行為に対する保証)

第3条 乙は、工事施工のために使用した乙または乙の下請負者の労務者の行為につき、甲に対しその一切を保証し、かつその責を負う。

(所有権の移転)

第4条 請負契約の対象物件の所有権は、その物件を約款所定の手続により、施主が発行する工事受渡完了書記載の引渡期日をもって施主に帰属するものとする。

(事故解決)

第5条 請負契約の対象物件の危険負担は、第4条による物件の引渡し完了するまでは乙にあるものとし、かつ取引物件（所定の付属品を含む）に数量の不足・品質規格の相違もしくは瑕疵・欠陥があったとき、またはその他の事故を生じたときは、乙は甲の申出によりすみやかに補改修・交換・返品・値引・賠償等甲の指定する方法によりこれを解決するものとする。

2. 工事受渡完了時発見できなかった破損・欠品等の事故ならびに乙の製造上もしくは工事の瑕疵・欠陥及びこれにより生じた損害については、乙は甲の申出によりその責任により解決するものとする。ただし、その処理については甲・乙協議して決定する。

(産業財産権の保証)

第6条 乙が甲に完成引渡しした施設及びそれに含まれる機械・工事材料ならびに施工方法について、乙は自ら産業財産権もしくは実施権を有し、または他の産業財産権、その他の権利を侵害しない責を負うものとする。

2. 前項に関し、万一事故を生じたときは、甲の事業に支障のないよう乙の責任において解決するものとする。

(施設の保証)

第7条 乙は、完成引渡しした施設について、構造・品質・性能を保証するものとし、その保証期間は約款第17条に定める瑕疵担保期間と同一とする。

(機械部品の補給)

第8条 乙は、この契約に基づき、引渡しした施設については、前第7条の保証期間終了後であっても甲の申出により所要の時期に適正価格により、機械部品および付属品補給の責を負うものとする。

2. 前項の補給の方法については、甲・乙協議してとり決める。

(運転操作指導)

第9条 乙が完成引渡しした機械施設について、乙は乙の責任において施主に対し運転操作指導を実施するものとする。

2. 指導期間・所要人員等実施の細目は、甲・乙協議して定める。

(アフターサービス)

第10条 乙は、この契約にもとづき完成引渡しした機械施設についてアフターサービスの責を負うものとする。

2. 乙が実施するアフターサービスに対し、甲は所定の方法により適正なアフターサービス料金を支払うものとする。ただし、第7条に定める保証期間中において施工不良及び機械の構造上その他、その責が乙に帰する場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第11条 甲または乙（乙の労務者ならびに乙の下請負者及びその労務者を含む）が契約違反・義務不履行もしくは不法行為、その他の理由により相手方に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

(総合補償)

第12条 乙は、この契約による乙の債務不履行による甲の損害及び工事中の不測の事故による甲及び乙の損害を補償するため、甲が包括して保険により行う系統建設工事総合補償制度等に加入するものとする。

2. 乙は、前項に則り、甲が保険契約者である系統建設工事総合補償制度に加入しようとする際には、その加入手続きを甲を通じて保険会社に依頼する。
3. 前項の保険契約に要する保険料は乙の負担とし、その保険料率及び保険料の負担方法は指図書5項及び6項に定める。

(契約の委託または譲渡)

第13条 甲または乙は、相手方の書面による承認を得なければ、この契約の全部もしくは一部の履行を第三者に委託し、またはこの契約による権利義務を第三者に譲渡することはできない。

(履行不能の措置)

第14条 甲または乙は天災地変・労働争議・伝染病の蔓延その他の事由により、この契約の履行不能の事態が発生し、または、そのおそれのある場合には、遅滞なく相手方に通知し、双方誠意をもってこの契約の履行につとめるものとする。

(契約の解除・暴力団等の排除)

第15条 甲または乙が次の各号の一つに該当するときは、当該甲または乙の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ、その相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

なお、契約の解除は指図書記載の相手方住所所在地宛に契約解除通知書を発することによって効力を生ずるものとする。

- (1) この契約またはこれに基づく約定に違反したとき
 - (2) 他の債務のため仮差押・仮処分・強制執行・競売等の申立を受け、あるいは公租公課の滞納督促を受けたとき
 - (3) 支払停止、もしくは支払不能に陥ったとき、または破産・民事再生・特別清算・会社更生手続きの申立を受け、もしくは自らこれらの申立をしたとき
 - (4) 合併によらないで解散したとき
2. 前項の契約解除の効力発生と同時に、工事出来高及び工事材料（機械・機器を含む）については、契約解除通知書の乙到着の有無にかかわらず、当然に甲に引渡しあったものとし、甲は更に他の者に工事を続行させることができる。
 3. 甲及び乙は、現在及び将来において、次の事項について表明し保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと
 - (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと
 - (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと
 - (4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと
 4. 乙が第2条に基づき委託する第三者は、現在及び将来において、前項各号に該当するものではないと乙が表明し、保証する。
 5. 甲または乙が第3項各号および前項に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。第2項の規定は、本項による解除の場合に準用する。
 - (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
 - (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合

(紛争の解決・仲裁)

第16条 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙双方または一方から相手方の承認する第三者を選んで、これに紛争の解決を依頼するか、または建設業法による建設工事紛争審査会のあっせんまたは調停に付する。

2. 前項によって紛争解決の見込みがないときは、建設業法による建設工事紛争審査会の仲裁に付する。